㊥

草加市監査委員告示第４号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定により実施した令和５年度定例監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、草加市長（令和５年１０月１８日付け）から通知があったため、同条第１４項及び草加市監査基準第１８条第１項の規定により、次のとおり公表する。

令和５年１０月２６日

草加市監査委員　中　村　幸　彦

草加市監査委員　佐　藤　憲　和

監査の結果に関する報告（令和５年８月２３日　草監第２４０号）

１　対象

市立病院（施設管理課）

２　監査結果及び措置状況

	指摘事項	措置状況
1	**契約行為に係る事務手続について** 契約行為に係る事務手続において、予算額を超過した金額で契約を締結しているもの、見積額と契約額の整合がとれていないもの等、一部適当でないと思われるものが見受けられました。 市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則ですので、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。	契約に係る事務手続きについては、契約の基本事項を正しく理解の上、予算種別や金額ごとの契約手続の方法を明確化した手順書（契約手続一覧表）を作成することで、適正に事務処理を行いました。 また、日付や金額に関しては、決裁時のチェックに加えて、決裁後の再点検を実施することで、適正に事務処理を行いました。